



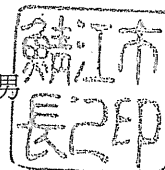
鯖江市告示第 85-3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業河和田地区（4工区）に係る換地処分が告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年6月20日

鯖江市長 牧野 百男



次の区域を寺中町4字政木に編入する。

大字	字	地番
寺中町	2字 中山	38の一部
	6字 大田	13の一部 14の一部

次の区域を寺中町6字大田に編入する。

大字	字	地番
寺中町	2字 中山	24の一部 37の一部 38の一部